

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス分） Q & A

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 多機能型事業所は該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いることとされている。計画相談支援・障害児相談支援のように多機能型事業所ではないものの、同一事業所で従業員の兼務等が認められている事業所については、各サービスの基準単価の合計額を算定できるのか。 | それぞれ基準単価まで交付可能とします。 |
| 2 | 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業における交付額の上限については、別表に示されているところであるが、同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合、上限額は別表の合計額となるのか、それともいずれか高い方の額となるのか。 | 複数サービスを実施している事業所は、それぞれについて基準単価まで交付を可能とします。 |
| 3 | 上限額未済で申請した場合に、年度内の感染症発生により追加の費用が発生した場合は、再度の申請や変更申請はできるのか。 | 上限額の範囲内であれば再度の申請は可能です。申請様式において、上限額を管理する欄を設けています。 |
| 4 | 感染対策徹底支援事業におけるかかり増し経費は、その経費がかかり増しであることをどのように確認するのか。 | 新型コロナウイルス感染症への準備・対応が無ければ発生しなかった費用が対象となります。 |
| 5 | 感染対策徹底支援事業において「感染防止のための増員のため発生する追加の人員費」が対象経費とされているが、これには職員の給料も含まれるか。給料は報酬により措置されるものと考えが如何か。 | 例えば、新型コロナウイルス感染症への対応で、空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人員費を想定しています。 |
| 6 | 支援対象経費にあるリース費用は、R 3.3 未までの月割費用が対象か。それとも全リース期間の費用が対象となるのか。 | 今年度未までの費用を対象とします。 |
| 7 | 現在使用している自動車は、古くエアコンが壊れているため車内の換気ができない。窓を開けることはできるが利用者の危険を伴う。今後の感染拡大防止を考慮して、新しく自動車を購入して対応したいが対象となるか。 | 新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象として差し支えありません。 |
| 8 | 施設において、2階以上の窓は転落防止のため数センチしか開閉できない仕様となっている。感染拡大防止のため施設内を喚起する目的として、窓を全開できるように改修し、転落防止格子や柵を設置する工事請負費は対象となるか。また、併せて転落防止器具の購入も対象となるか。 | 新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象として差し支えありません。 |
| 9 | 多機能型簡易居室の設置について、備えるべき設備等の要件（定員、空調設備、トイレなど）はあるのか。 | 多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているので、それぞれ使用用途により判断いただきたい。 |
| 10 | 多機能型簡易居室の設置について、保管庫としてのみ使う場合も対象となるのか。 | 倉庫として設置することは可能であるが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。 |
| 11 | 多機能型簡易居室について、現在、既に施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等することは可能か。 | 既存施設の改修は本事業の対象外となります。 |

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス分） Q & A

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 12 | 利用者への再開支援への助成事業について、「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とあるが、次の例の場合、対象となると考えてよいか。 例1) 4/15～利用休止 → 5/16健康状態等の確認 → 5/20から利用再開 （健康状態の確認時点で休止1か月超） 例2) 4/15～利用休止 → 5/10健康状態等の確認 → 5/20から利用再開 （健康状態の確認時点で休止1か月未満だが、利用再開まで1か月超） | 例1は対象となるが、例2については利用者のサービス休止期間が1か月を経過していないため、対象となりません。 |
| 13 | 利用者への再開支援への助成事業における1か月の休止の定義について、4月1日以降から1か月が対象か。4月1日時点で1か月利用休止していた場合も含むのか。 | 4月1日時点で1か月利用休止している状態であれば対象となります。 |
| 14 | 利用者への再開支援への助成事業について、「在宅サービス事業所と連携」「相談支援専門員と連携の上」とある「連携を行った」とは、1回以上電話等により連絡を行ったこととされているが、記録の有無は要件となるのか。 | 連携のための電話等による連絡を記録することまでは求めています。 |
| 15 | 利用者への再開支援への助成事業について、「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、過去1か月の間、当該サービスを1回も利用していない利用者とするところがあるが、通所サービスの場合、1回も通所していないことか。利用自粛により、自宅にいる利用者に対し、電話等により支援を行うことで利用があったものとみなし報酬を算定している場合は利用しているとなるのか。 | 休止とは、通所していないことを指します。 |
| 16 | 在宅サービス事業所等における環境整備への助成事業の対象経費が示されているが、感染対策徹底支援事業との違いは何か。 | 在宅サービス等においては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、感染対策徹底支援事業に加えて環境整備への助成事業を設定しています。 |
| 17 | 対象経費にタブレット等のICT機器の購入又はリース費用が例示されているが、具体的にはパソコン、携帯電話、Wi-Fi設備機器、大型テレビ、DVDレコーダ等の購入を検討している。このような電子機器等を使用して3密対策を講じるための遠隔会議（リモート等）の環境整備に繋がるのであれば対象となるか。 | 新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象として差し支えありません。 |
| 18 | 別事業であるサービス継続支援事業と包括支援事業について、それぞれ対象経費の例が示されているが、サービス継続支援事業で示されているメニューは、全て包括支援事業に含まれていると解してよいか。例えば、サービス継続支援事業の例であった（割増）賃金や、職員の応援派遣に係る（割増）賃金、旅費、宿泊費、損害賠償保険の加入費用等は、包括支援事業でも対象経費となると解してよいか。 | 包括支援事業において、人件費関係は感染諸対策を徹底した上で、サービス提供を行うためとなる「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費のみが対象となり、サービス継続支援事業と異なります。 |
| 19 | サービス継続支援事業と包括支援事業のどちらの交付対象にもあたる場合において、どちらの交付申請をするかは事業所の判断によるのか。 | サービス継続支援事業と包括支援事業の対象経費は重複するものもあるが、それぞれ目的が異なるものであり、例えばサービス継続支援事業は新型コロナウイルス感染症が発生した施設等を対象とするものである。各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと考えます。 |
| 20 | サービス継続支援事業と包括支援事業のどちらの交付対象にもあたる場合において、経費が重複しなければそれぞれに交付申請をすることも可能か。（例：100万円の経費について、サービス継続支援事業で50万円を申請。包括支援事業で50万円を申請する場合。） | 対象事業所に該当し、対象経費が目的に適していれば、それぞれの補助金が重複しない範囲において申請することは可能です。 |